

狛江市教育委員会規程第3号

狛江市立学校職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年4月20日

狛江市教育委員会 教育長 柏原 聖子



狛江市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

令和 8 年 4 月 20 日  
教育委員会規程第 3 号

狛江市立学校職員服務規程（平成元年教育委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正 後	改正 前
<p>(出勤簿) 第 6 条 職員は、定刻までに出勤したときは、自ら出勤簿又は教職員出退勤管理システムに記録しなければならない。</p>	<p>(出勤簿) 第 6 条 職員は、定刻までに出勤したときは、自ら出勤簿にあらかじめ届け出た印をもって押印しなければならない。</p>

付 則

この規程は、公布の日から施行する。